



育児休業等の取得期間中の 掛金の免除要件

令和4年10月1日～

免除要件

給与に係る 掛金の免除

ア 3歳未満の子の育児休業等の開始日とその育児休業等の終了日の翌日が属する月が異なる場合、その育児休業等の開始日からその育児休業等の終了日の翌日が属する月の前月まで(終了日が月末日であれば終了月まで)

イ その育児休業等の開始日とその育児休業等の終了日の翌日が属する月が同一であり、かつ～(中略)～計算した日数が14日以上(休業期間中に就業予定日がある場合は、当該就業日を除く。また土日等の休日も期間に含む。)

ウ 連続する二以上の育児休業等を取得する場合は、一つの育児休業とみなして掛金免除の規定を適用する

賞与に係る 掛金の免除

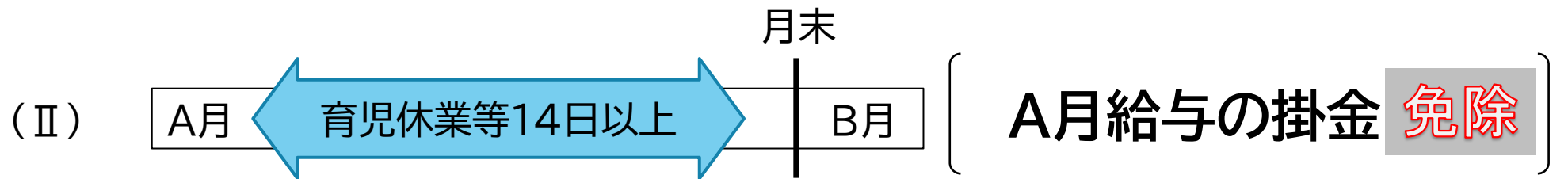
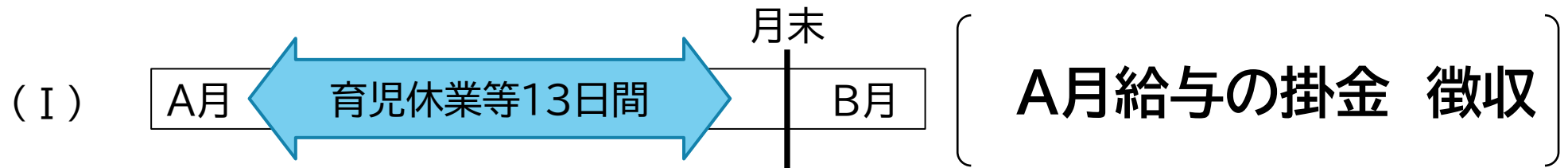
賞与の支給月に育児休業等を取得し、賞与の支給日及び同月の末日が子の3歳の誕生日前で、かつ、連続した1か月を超える育児休業等を取得した場合に限る(暦日で判断する)



給与に係る掛金免除の取扱い

①育児休業等の開始日と終了日が同一月であり

月末をまたいでいないケース

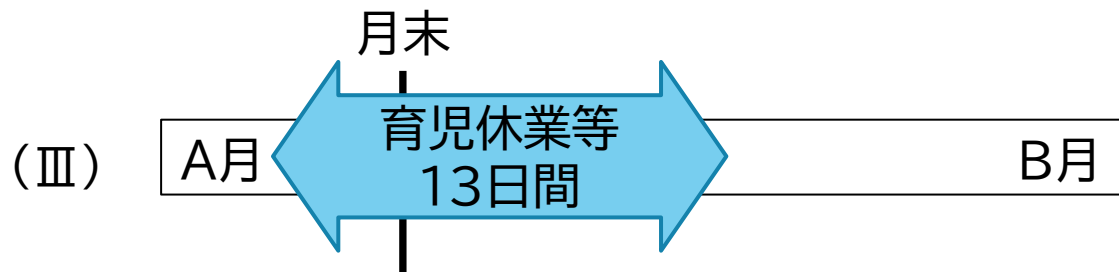


イ 育児休業等開始日とその終了日の翌日が属する月が同一月で、かつ14日以上
の休業をしている場合、当該月の掛金は免除となる

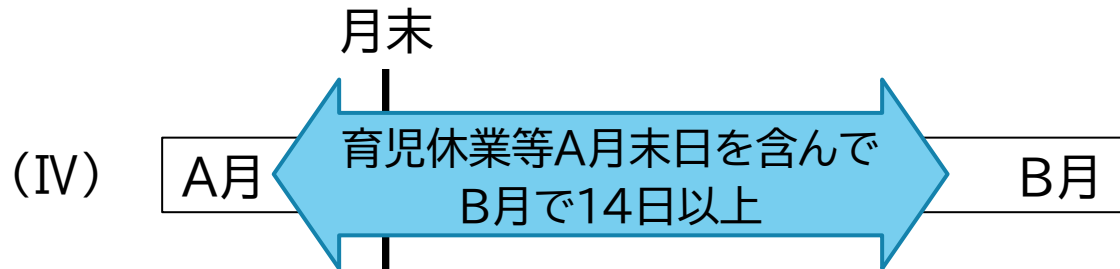
給与に係る掛金免除の取扱い

②育児休業等の期間が、月末をまたいでいるケース

この場合、終了日のB月は免除にならないので注意！



A月給与の掛金 **免除**
B月給与の掛金 **徴収**



A月給与の掛金 **免除**
B月給与の掛金 **徴収**

➡ ア 3歳未満の子の育児休業等の開始日とその終了日の翌日が属する月が異なる場合、その育児休業等の開始日からその育児休業等の終了日の翌日が属する月の前月まで(終了日が月末日であれば終了月まで)が免除となる

賞与に係る掛金免除の取扱い

・育児休業等の期間が1か月以下のケース

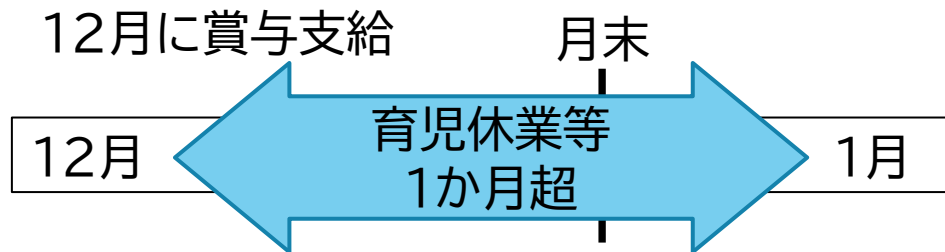


 起算日に応当する日の前日に満了する

12月給与の掛金 **免除**

12月賞与の掛金 徴収

・育児休業等の期間が1か月超のケース



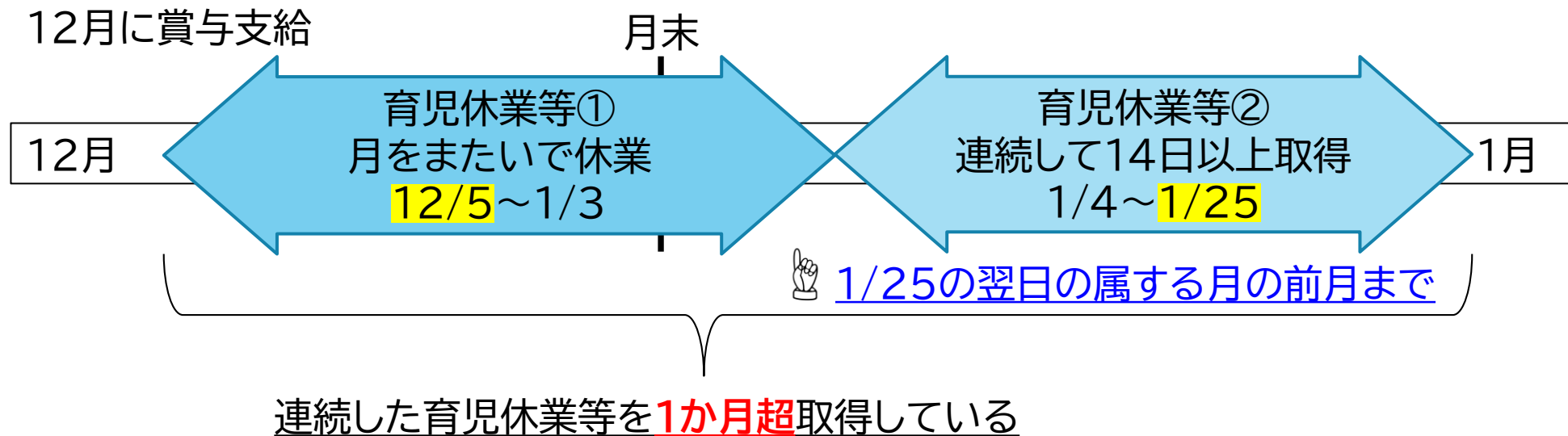
 暦による期間の計算で満了日 + 1日

12月給与の掛金 **免除**

12月賞与の掛金 **免除**

連続する2以上の育児休業等を取得している場合

- ・連続する2以上の育児休業等の期間は、1つの休業とみなして掛金免除の規定を適用する



改正後 12月給与の掛金
12月賞与の掛金

免除
免除

1月給与の掛金 徴収

※ 1つの休業とみなすため・・・ア 開始日の属する月からその育児休業等が終了日の翌日の属する月の前月までの月に係る掛金を徴収しない。

賞与に係る掛金の免除について(補足)

○賞与の掛金の免除対象外となる1か月以下の育児休業等の期間の算定については、暦によって計算する(4ページの図:12/5~1/4で育児休業等を取得した場合、その期間は ちょうど1か月であるため、賞与の掛金の免除の対象外となる。)

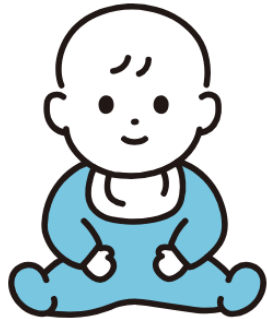
(参考)民法(明治29年法律第89号)第百四十三条(暦による期間の計算)

1. 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。
2. 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。

ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。

○1か月超の育児休業等については、従来どおり月末時点に育児休業等を取得しているかどうかで掛金免除の可否を判断するため、その育児休業等の期間に賞与の支給日の属する月の月末が含まれている場合は、賞与に係る掛金が免除となる。

掛金免除のフロー図



子は3歳未満か

No

育児休業等の対象外

YES

※申出をすれば、掛金免除の可能性あり

免除申出書を作成

(所属を経由して地共済へ提出すること)

給与に係る掛金

育児休業等の開始日とその終了日の翌日が属する月が異なるか

YES

終了日の翌日の属する月の前月まで(終了日が月末日であれば終了月まで)の掛金**免除**

No

開始日の属する**月内に、14日以上**取得しているか

賞与に係る掛金

支給日の属する月の末日を含み、かつ、**暦日で判断して取得期間が1か月を超えるか**

YES

賞与に係る掛金**免除**

No

免除対象外

YES

当該月の掛金**免除**

No

免除対象外